

< 参 考 資 料 >

30財主財第 96 号

平成30年 7 月20日

殿

東京都副知事

長谷川 明

猪 熊 純 子

多羅尾 光 睦

平成31年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、潜在成長力の伸び悩みや消費税率引上げ等に伴う需要変動、アメリカの通商政策の影響やアジア地域での景気の下振れリスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

また、歳入の根幹を成す都税収入を巡っては、平成 31 年度税制改正に向けて、国が地方法人課税の新たな偏在是正措置に関する検討を開始するなど、都を標的とした税制度の見直しにより、都の財源を更に奪う動きが加速しており、引き続き予断を許さない状況にある。

こうした中、今日の都政には、急速に進む人口減少と超高齢化への対応、待機児童の解消やバリアフリー化の推進、首都直下地震を見据えた災害に強い都市づくりなど、誰もが安心して暮らし、いきいきと輝ける社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

加えて、佳境を迎える東京 2020 大会の開催準備を着実に進めるとともに、国際金融都市の実現や先進的な環境施策の展開、起業・創業やイノベーションの活性化、成

長戦略としての観光振興など、激化する世界の都市間競争に勝ち抜き、東京が日本の力強い牽引役として、東京、ひいては日本全体の持続的成長へとつなげていくための施策を積極的に展開していかなければならない。

こうした課題の解決に向けた道筋を明確に示す施策を戦略的に展開し、都政に課された使命を確実に果たしていくためには、各局が緊密に連携して知恵を絞ることに加え、行政にない発想の一層の活用を進めるとともに、創意工夫を凝らしてより一層無駄の排除を徹底し、施策展開を支える財政基盤の堅持につなげるなど、不断の改革を強力に進めていく必要がある。

このため、都民・職員による事業提案制度に加え、大学研究者による事業提案制度を新たに開始し、東京に集積されている知を都の政策立案へと活用していくとともに、コスト・ベネフィットの視点を踏まえた評価を新たに実施するなど、これまで着実に成果を積み上げてきた事業評価の更なる深化を図り、一つひとつの施策の効率性や実効性の向上につなげていく。

また、新たな偏在是正措置の導入といった都の貴重な財源を奪う動きに対しては、地方分権の理念の下、地方の役割に見合った税財源の拡充を図るという、本来目指すべき方向性に向けた本質的な議論を深めるとともに、不合理な税制度の見直しに対して、徹底して対抗していく。

平成 31 年度予算は、東京 2020 大会を推進力とし、東京が成熟都市として新たな進化を遂げ、成長を生み続けられるよう、未来に向けた道筋を力強く歩む予算として、

第一に、局横断的な連携や、行政にはない新たな発想の活用により、3つのシティを実現するための戦略的な施策を積極的に展開すること

第二に、ワイズ・スペンディング（賢い支出）の視点により、自律的な都政改革を不断に推し進め、一層無駄の排除を徹底し、健全な財政基盤を堅持すること

第三に、東京 2020 大会の開催準備の総仕上げを着実かつ効率的に進めることを基本として編成することとする。

したがって、平成 31 年度予算の見積りに当たり、各局は、この方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

- 1 平成 31 年度予算は、局横断的な連携や、行政にはない新たな発想の活用により、3つのシティを実現するための施策を積極的に展開し、同時に、健全な財政基盤を堅持するため、ワイズ・スペンディング（賢い支出）の視点により、自律的な都政改革を不断に推し進め、一層の無駄の排除の徹底、さらには東京 2020 大会の開催準備の総仕上げを着実かつ効率的に進めるため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。

- (1) 都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味するとともに、抜本的な対策が必要な課題に対しては直ちに対応を図るなど、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見積りとする。

事業評価については、統計データや技術的指標などの客観的事実に基づき、事業の妥当性等を検証するエビデンス・ベースによる評価など、これまで進めてきた取組を不断に実施することはもとより、事業実施に必要な経費と、それにより期待できる社会的・経済的便益とを比較検証するコスト・ベネフィット分析の視点を踏まえた評価を実施するなど、その取組の更なる強化を図ること。

- (2) 「重点政策方針 2018 Tokyo ともに創る、ともに育む」に掲げられた戦略の実現に向けた積極的な取組をはじめ、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」を着実に推進させる政策の展開については、「2020 年に向けた実行プラン」の政策の強化について（依頼）」（平成 30 年 7 月 20 日付 30 政計計第 166 号）に基づき、事業案を作成し、必要な経費を要求すること。

なお、事業案のうち、戦略的政策課題をはじめ、新規・拡充を行うものについてはシーリングの枠外とするが、要求に当たっては、「2020 年に向けた実行プランにおける施策の進行管理」の状況や「2020 年に向けた実行プラン事業実施状況調査」の結果を踏まえるとともに、政策目標に対する

これまでの取組の状況や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

- (3) 「2020 改革」の取組に係る事業については、「2020 改革プラン～これまでの取組の成果と今後の進め方～」に基づき、業務の効率化、生産性向上といった視点及び「2020 改革」の取組の成果（事業ユニット分析による改革の方向性等）を十分に踏まえ、事業評価による取組を強化し、自律的な見直し・再構築等を行うとともに必要な経費を見積もること。

- (4) 大学研究者、都民及び職員による事業提案制度については、東京に集積されている知や都民・職員の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する政策立案及び事業構築に活かすという制度の趣旨を踏まえ、各局において積極的に対応を図ること。

なお、平成 30 年度に事業化した都民による事業提案のうち、分析・検証を行い更なるレベルアップを図っていく事業については、シーリングの枠外とする。

- (5) 経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。

なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、原則として平成 30 年度予算額の範囲内で過去の決算等を踏まえて所要額を見積もること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として平成 30 年度予算額の範囲内とするが、これにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

(6) 全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底して行うことで、一層の無駄の排除や事業の有効性・実効性の確保につなげていくこと。

(7) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として、都政の重要課題への集中的な対応に向けて、後年度の負担を明らかにした上で必要な経費を見積もること。

2 職員定数については、事務事業の必要性などを厳しく吟味するとともに、事業評価による検証なども強化しながら、民間活力をより一層活用するなど、これまで以上に業務執行方法の抜本的な見直しを図り、解決すべき重要課題にマンパワーをシフトするなど、職員配置の最適化を進めること。

あわせて、業務を着実に遂行する観点から、多様な人材の確保・活用を進めながら、重層的で機動性の高い執行体制を構築すること。

3 東京都監理団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、都の施策や団体を取り巻く環境の変化に応じて、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、多様な視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、監理団体に対する財政支出については、事業評価の取組を強化し、都事業としての事業効果や効率性を高めるとともに、団体で実施する妥当性等についても検証の上、適切に評価を行うこと。

また、監理団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、報告団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を強化し、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町

村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

- 5 庁舎など施設の新築、改築及び改修等については、「第二次主要施設 10 年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方に基づき、あらゆる施設について、事業の在り方を踏まえた整備の必要性を検証するとともに、東京 2020 大会時に使用した設備等の再利用を検討するなど手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得に係る経費については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、事業評価の取組を強化し、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

- 6 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の観点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

- 7 国際会議への参加、海外他都市等への現地調査及び職員からの企画提案等による海外での調査研究については、職員の視野を広げ、先進事例を学ぶことにより都における新たな施策展開につながるため、積極的に検討を図ること。

なお、その経費は、シーリングの枠外とするが、要求に当たっては、効率性・実効性等について十分に分析・検証を行うこと。

- 8 「東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン～職員誰もが生活と仕事の調和を実現できる「都庁働き方改革」の推進～」の趣旨を踏まえ、超過勤務の縮減に引き続き努める一方で、時間外勤務手当については、実績等を踏まえて適切に見積もること。

9 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。

(1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の経済・財政一体改革や予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

(3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。

(6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組については、充実可能な基金の活用にも努めること。

10 予算の見積りに当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証すること。

11 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制について不断の検証を徹底し、職員定数の一層の見直しを進めるなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

別 紙

区 分	経 費 の 内 容
義務的経費	予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの ① 給与関係費（時間外勤務手当等を除く。） ② 公債費及び過年度分利子補給経費 ③ 税連動経費及びこれに準ずる経費
自律的経費	予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費 ① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。）、法令運用事務経費その他経常的・定型的な経費 ② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの
政策的経費	事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費
指定事業	一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの

【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。
- ② 特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

- ③ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。

平成 31 年度予算編成方針

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いているものの、潜在成長力の伸び悩みや消費税率引上げ等に伴う需要変動、アメリカの通商政策の影響やアジア地域での景気の下振れリスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

一方、歳入の根幹をなす都税収入は、現在は堅調に推移しつつあるものの、平成 31 年度税制改正において、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講じる方針が示され、都財政への影響が今後拡大することが見込まれるなど、その先行きは予断を許す状況にない。

こうした中、今日の都政には、大規模地震への備え、年々激しさを増す豪雨や猛暑への対応、働き方改革の推進による生産性の向上、待機児童対策や女性活躍の推進、高齢の方々や障害のある方々が意欲と希望に応じて働くための支援など、誰もが安心して暮らし、いきいきと輝ける社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

加えて、佳境を迎える東京 2020 大会の開催準備を着実に進めるとともに、国際金融都市の実現、起業・創業やイノベーションの活性化、ICT・IoT等の最先端技術の活用など、激化する世界の都市間競争に勝ち抜き、日本の力強い牽引役として、日本各地との連携も一層強化しながら、東京、ひいては日本全体の持続的成長へとつなげていくための施策を、積極的に展開していかなければならない。

このような状況にあつて、都がなすべきことは、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」に掲げる将来像と、その先にある明るい東京の将来「Beyond2020」を見据え、行政にない発想を一層活用するとともに、創意工夫を凝らして無駄の排除を徹底し、施策展開を支える財政基盤の堅持につなげるなど、不断の改革を強力に進めていく必要がある。

このため、都民・職員による事業提案制度に加え、大学研究者による事業提案制度を新たに開始し、東京に集積されている「知」を都の政策立案へと活用するとともに、コスト・ベネフィットの視点を踏まえた評価を新たに実施するなど、これまで着実に成果を積み上げてきた事業評価の更なる深化を図り、一つひとつの施策の効率性や実効性の向上につなげていく。

その上で、都債や基金を計画的かつ戦略的に活用し、将来にわたって強固で弾力的な財政基盤を堅持するとともに、東京が直面する諸課題の解決と成長創出に向けて積極果敢に取り組んでいく。

平成 31 年度予算は、東京 2020 大会を推進力とし、東京が成熟都市として新たな進化を遂げ、成長を生み続けられるよう、未来に向けた道筋をつける予算として、

- 1 局横断的な連携や、行政にはない新たな発想の活用により、3つのシティを実現するための戦略的な施策を積極的に展開すること
- 2 ワイズ・スペンディング（賢い支出）の視点により、自律的な都政改革を不断に推し進め、一層無駄の排除を徹底し、健全な財政基盤を堅持すること
- 3 東京 2020 大会の開催準備の総仕上げを着実かつ効率的に進めること

を基本として、下記により編成することとする。

記

- 1 安全・安心・元気な「セーフ シティ」、誰もがいきいきと生活・活躍できる「ダイバーシティ」、世界に開かれ成長を続ける「スマート シティ」の3つのシティに向けた取組など、「新しい東京」の実現に向けた施策に財源を重点的に配分するとともに、東京 2020 大会の開催準備経費を計上する。

「重点政策方針2018 Tokyo とともに創る、ともに育む」に掲げられた戦略の実現に向けた積極的な取組をはじめとした、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」の平成 31 年度事業費については、確実に計上する。

- 2 都の行う全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底するなど、スクラップ・アンド・ビルドの視点から、必要な見直し・再構築を行った上で、所要額を計上する。

経費の計上に当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、これまで以上に創意工夫を凝らすとともに、過去の決算や執行状況を徹底的に分析・検証し、事業の評価や実績を踏まえたものとする。

なお、事業評価については、統計データや技術的指標などの客観的事実に基づき、事業の妥当性等を検証するエビデンス・ベースによる評価など、これまで進めてきた取組を不断に実施するとともに、事後検証を徹底して行うことで、一層の無駄の排除や事業の有効性・実効性の確保につなげていく。併せて、新たに事業実施に必要な経費と、それにより期待できる社会的・経済的便益とを比較するコスト・ベネフィット分析の視点を踏まえた評価を実施するなど、その取組の更なる強化を図る。

(1) 経常経費のうち、自律的経費の計上については、各局の責任において見直し・再構築を行い、十分に精査する。それ以外の経費についても、前項の趣旨に則った精査を行う。

(2) 投資的経費については、重点的かつ計画的な事業量確保と事業執行の平準化を図っていく。

施設建設等については、「第二次主要施設 10 か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方に基づき、事業のあり方、必要性などを検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を計上する。

なお、民間活力の活用を積極的に図ることなどにより、建築・土木コストの適正化に努める。

3 「2020 改革」の取組に係る事業については、「2020 改革プラン～これまでの取組の成果と今後の進め方～」に基づき、業務の効率化、生産性向上といった視点及び「2020 改革」の取組の成果（事業ユニット分析による改革の方向性等）を十分に踏まえ、事業評価による取組を強化し、自律的な見直し・再構築等を行うとともに所要額を計上する。

4 大学研究者、都民及び職員による事業提案制度については、東京に集積されている「知」や都民・職員の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する政策立案及び事業構築に活かすという制度の趣旨を踏まえ、各局において積極的に対応を図り、所要額を計上する。

5 組織定数については、引き続き効率的な執行体制の整備のため必要な見直しを行うとともに、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」に掲げる重要課題等に的確に対応するため必要な体制・人員を措置する。

6 監理団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニーズを的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行う。併せて、経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

また、監理団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組などを通じ、内容や方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

7 区市町村に対しては、地方分権を推進する観点から、役割分担を一層明確化し、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図る視点に立って、補助金

の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図る。

- 8 都税については、今後の経済動向等を的確に見通した上で、税制改正による影響等を含め、年間収入見込額を計上する。
- 9 都債については、将来の財政負担と発行余力の確保に配慮して抑制を基調とし、投資的経費等の財源として適切に活用する。
- 10 基金については、3つのシティ実現に向けた施策展開に必要な財政需要への対応を図るとともに、中長期的な政策展開への備えにも配慮しつつ、戦略的な活用を図る。
- 11 国庫支出金については、積極的な確保に努めることとし、国の予算編成の動向を踏まえ、年間内示見込額を計上する。
- 12 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行い、都民生活への影響等にも配慮しつつ、所要の改定を行う。
- 13 予算の編成に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかななどを十分に検証した上で、所要額を計上する。
- 14 特別会計（準公営企業会計を含む。）については、一般会計と同一の基調に立って、過去の決算や執行状況、事業効果などを踏まえた評価を行うとともに、会計設立の趣旨などを改めて検証した上で、所要額を計上する。

殿

東京都副知事

長谷川 明

猪熊 純子

多羅尾 光睦

平成31年度予算の執行について（依命通達）

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いているものの、潜在成長力の伸び悩みや消費税率引上げ等に伴う需要変動、中国経済の減速やイギリスのEU離脱問題の混迷など、海外動向も不透明さを増しており、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

一方、歳入の根幹をなす都税収入は、現在は堅調に推移しつつあるものの、平成31年度税制改正において、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講じる方針が示され、都財政への影響が今後拡大することが見込まれるなど、その先行きは予断を許す状況にない。

こうした中、今日の都政には、大規模地震への備え、年々激しさを増す豪雨や猛暑への対応、働き方改革の推進による生産性の向上、待機児童対策や女性活躍の推進、高齢の方々や障害のある方々が意欲と希望に応じて働くための支援など、誰もが安心して暮らし、いきいきと輝ける社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

加えて、佳境を迎える東京2020大会の開催準備を着実に進めるとともに、国際金融都市の実現、起業・創業やイノベーションの活性化、ICT・IoT等の最先端技術の活用など、激化する世界の都市間競争に勝ち抜き、日本の力強い牽引役として、日本各地との連携も一層強化しながら、東京、ひいては日本全体の持続的成長へとつなげていくための施策を、積極的に展開していかなければならない。

このような状況にあって、都がなすべきことは、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に掲げる将来像と、その先にある明るい

東京の将来「Beyond2020」を見据え、行政にない発想を一層活用するとともに、創意工夫を凝らして無駄の排除を徹底し、施策展開を支える財政基盤の堅持につなげるなど、不断の改革を強力に進めていくことである。

こうしたことから、平成 31 年度予算は、東京 2020 大会を推進力とし、東京が成熟都市として新たな進化を遂げ、成長を生み続けられるよう、未来に向けた道筋をつける予算と位置付け、

第一に、局横断的な連携や、行政にはない新たな発想の活用により、3つのシティを実現するための戦略的な施策を積極的に展開すること。

第二に、ワイズ・スペンディング（賢い支出）の視点により、自律的な都政改革を不断に推し進め、一層無駄の排除を徹底し、健全な財政基盤を堅持すること。

第三に、東京 2020 大会の開催準備の総仕上げを着実かつ効率的に進めることを基本として編成した。

平成 31 年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策の目的が確実に達成されることが極めて重要であり、その趣旨に沿って時機を逸することなく早期執行を図り着実に実施する必要がある。

さらに、予算の執行過程においても、事業評価などを通じ、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを不断に行い、一つひとつの事業の効果が最大限に発揮されるよう、従来にも増して創意工夫を凝らし、賢い支出に努めることが一層重要となる。そして、これらの取組による改善の方策については、平成 31 年度予算の執行のみならず、平成 32 年度の予算編成にも確実に反映させていかなければならない。

また、I C Tの積極的な導入は上記の3つの基本的な考え方の重要な鍵となるものであり、行政データのオープンデータ化や行政手続のデジタル化等の取組について、I C T戦略に基づき、より迅速な執行に努める必要がある。

よって、貴職におかれては、現下の都財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、下記の事項に留意の上、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命によって通達する。

記

第1 全般的事項

- 1 都の行う全ての事業について、予算執行の過程においても、事業評価の取組などを通じ、施策の効率性や実効性をより一層高める努力や工夫を徹底して行い、導き出された改善の方策等を事業計画や執行などに的確に反映していくこと。

また、事業評価の取組については、歳出はもとより、歳入や特別会計（準公営企業会計を含む。）についても、多面的な検証を行い、その結果を執行、歳入確保などに的確に反映していくこと。

- 2 「2020改革」の取組に係る事業については、「2020改革プラン（平成30年度改定）」に掲げられた改革の基本理念や手法などを十分踏まえ、その取組の成果を予算の執行などに的確に反映していくこと。

- 3 予算の執行に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について十分に検証し、その結果を的確に反映していくこと。

第2 歳出について

- 1 「平成31年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から更に精査を行った上で、年間執行計画を策定するとともに、「重点政策方針2018 Tokyo とともに創る、ともに育む」に掲げられた戦略の実現に向けた積極的な取組をはじめとした、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に掲げる将来像の実現に向けた取組など、予算に計上した事業について、時機を逸することなく早期執行を図るとともに、その目的が確実に達成できるよう着実な執行を図ること。

- 2 事業の実施に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう、その経済性、効率性を確保することはもとより、都民ファーストの視点に立ち、あらゆる創意工夫により経費の一層の節減と都民サービスの更なる向上を図るなど、

各局の責任の下で不断の見直しを行うこと。

- 3 投資的経費については、東京 2020 大会の開催に向けた競技施設等の着実な整備、無電柱化の推進など災害に強いまちづくり、都市機能を進化させる骨格幹線道路等のインフラ整備などに対し重点的に財源を配分したところであるが、執行に当たっては、市場の動向を踏まえ予定価格を適正に設定するとともに、品質確保の観点にも配慮しつつ、迅速な事業着手と施工時期等の平準化など計画的な事業執行に努めること。

なお、国庫補助事業については、都への配分状況に十分留意すること。

- 4 東京2020大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に推進するなかで、予算執行の過程においても、継続的にコスト縮減を図るなど、不断の見直しを行うこと。

また、共同実施事業については、共同実施事業管理委員会において、経費精査やコスト管理、執行統制の強化等を行うことはもとより、更なるコスト縮減に向けた取組を徹底すること。

- 5 政策連携団体については、多様な視点から経営改革を進めるとともに、効率的かつ効果的な事業執行を図るよう、適切な指導監督を行うこと。

なお、政策連携団体を通じて実施している都事業についても、引き続き事業評価を行い、これまでの取組状況、成果等の分析・検証を進め、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

また、政策連携団体以外の団体を通じて実施している都事業についても事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

- 6 国際競争力強化プロジェクトについては、海外での調査等から得られた知見等を新規事業の企画立案や既存事業の見直しなどに活用していくため、「国際競争力強化プロジェクトについて（通知）（平成 31 年 4 月 1 日付 30 総人第 2056 号）」に基づき、総務局の執行委任を受け、各局で着実な執行を図ること。

- 7 不測の事態に備えるとともに、経費の更なる効率的執行を図るため、局において必要な経費の一部を保留すること。

第3 歳入について

1 都税収入については、経済の動向に留意しつつ、課税対象を的確に把握し、脱漏のないように努めることはもとより、区市町村との連携や機動的な組織運営によって、より一層滞納整理を促進するなど、税収確保に向けた取組を推進すること。

2 国庫支出金については、都市基盤の整備をはじめ、ハード・ソフト両面において首都東京が推進すべき取組の重要性を踏まえ国に十分な働き掛けを行い、需要に応じた配分が得られるよう努めること。

また、関係省庁に対し、財源調整措置の廃止など国庫支出金制度の改善合理化について引き続き強く要望することで、国庫補助金の内示に際し、不交付団体に対する特別な調整を行うことのないよう働き掛けること。

3 その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、引き続き事業評価を行い、更なる収入確保の取組を進めることで、増収に向けて最大限の努力を図っていくこと。

また、貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

第4 特別会計

特別会計（準公営企業会計を含む。）については、施策の効率性・実効性を一層向上させる観点から、引き続き事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映させていくこと。

第5 予算関係事案の処理について

1 予算関係事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものを決定しようとする場合は、財務局に協議すること。

(1) 次に掲げるものに係る事案

ア 都政運営に関する一般方針の確定

イ 都が執行すべき事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定、変更及び廃止

ウ 成立した予算に係る事務事業についての基本的執行方針の決定

エ 成立した予算に係る局の事務事業についての執行計画の設定、変更及び廃止

(2) 委託料の支出に係る事案のうち、調査委託等で別に財務局長が指定する事案

(3) 落札差金及び設計差金の使用に係る事案

(4) 用地会計による用地取得に係る事案

(5) 前各号に掲げるもののほか、別に財務局長が指定する事案

2 財務局への協議は、知事決定事案については財務局長、局長決定事案については財務局主計部長、部長又は課長決定事案については財務局主計部各課長（財政課長、予算各課長及び公債課長）に対して行うこと。

使用料・手数料の改定等

1 一般会計

(1) 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

(2) 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率1.5倍を限度として改定を行います。

(3) 対象条例等の数及び影響額

区 分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料 額 の 改 定	6	3. 4	3. 4
料 額 の 新 設	4	1. 4	1. 4
合 計	10	4. 9	4. 9

(4) 主な改定等項目

① 料額を改定するもの

○ 体育施設の利用料金（上限額）

駒沢オリンピック公園総合運動場

硬式野球場（2時間）

入場料有 26,990円 → 40,480円

入場料無 10,200円 → 15,300円

有明テニスの森公園テニス施設

有明コロシアム（1時間）

247,500円 → 入場料有 371,250円

入場料無 157,500円

インドアコート（1面・1時間）

【新設】 入場料有 9,440円

入場料無 5,400円

○ 都立公園の占用料

電柱（特別区・1本・月額）

994円 → 1,146円

標識（特別区・1本・月額）

710円 → 819円

○ 海上公園の土地の使用料

お台場海浜公園（1㎡・月額）

1,468円 → 1,711円

辰巳の森海浜公園（1㎡・月額）

543円 → 586円

○ 介護支援専門員の研修に関する手数料

受講試験問題作成事務手数料

700円 → 1,800円

受講試験事務手数料

8,500円 → 11,000円

② 料額を新たに設けるもの

○ 染井霊園の施設使用料

一般埋蔵施設（1㎡）

1,701,000円

立体埋蔵施設（1箇所）

660,000円

2 公営企業会計

(1) 消費税率の改定に伴う対応

平成31年10月からの消費税率の改定に伴い、公営企業料金について所要の改定を行います。

○ 改定：8 条例等 ○ 影響額：4,737百万円

(2) 改定の概要

影響額

○ 運賃（東京都乗合自動車条例） 276 百万円
（普通旅客運賃（大人））（現金）210円（IC）206円 → （現金）210円（IC）210円

○ 運賃（東京都貸切自動車条例） 3 百万円
（旅客運賃＋深夜早朝運送等料金）×1.08 → ×1.10

○ 運賃（東京都電車条例） 16 百万円
（普通旅客運賃（大人））（現金）170円（IC）165円 → （現金）170円（IC）168円

○ 運賃（東京都日暮里・舎人ライナー条例） 53 百万円

【普通旅客運賃（大人）新旧比較表】 （単位：円）

		1～2km	3～4km	5～7km	8～10km
改定後	きっぷ	170	240	290	340
	IC乗車券	168	231	283	335
現行	きっぷ	170	230	280	330
	IC乗車券	165	226	278	329

○ 運賃（東京都地下高速電車条例） 1,374 百万円

【普通旅客運賃（大人）新旧比較表】 （単位：円）

		1～4km	5～9km	10～15km	16～21km	22～27km	28～46km
改定後	きっぷ	180	220	280	330	380	430
	IC乗車券	178	220	272	325	377	430
現行	きっぷ	180	220	270	320	370	430
	IC乗車券	174	216	267	319	370	422

○ 水道料金（東京都給水条例） 1,955 百万円
（基本料金＋従量料金）×1.08 → ×1.10

（例）標準家庭（24m³）月 3,414円 → 3,478円

○ 工業用水道料金（東京都工業用水道条例） 5 百万円
（水量料金＋水量メーター料金）×1.08 → ×1.10

○ 下水道料金（東京都下水道条例） 1,055 百万円
（最低料金＋従量料金）×1.08 → ×1.10

（例）標準家庭（24m³）月 2,635円 → 2,684円

（注） 標準家庭における水道料金は口座割引適用後のものです。

平成 31 年度予算概要

平成 31 年 4 月 発行

印刷物規格表第 2 類

印刷番号 (30) 40

編集・発行 東京都財務局主計部財政課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03-5388-2669

印刷 株式会社 まこと印刷